

令和 6 年

第 5 回小山市議会定例会
議 案 書

小 山 市

令和 6 年第 5 回小山市議会定例会付議事件表

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 8 9 号	令和 6 年度小山市一般会計補正予算（第 5 号）	5
議 案 第 9 0 号	令和 6 年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	5 6
議 案 第 9 1 号	令和 6 年度小山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	6 2
議 案 第 9 2 号	令和 6 年度小山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	6 8
議 案 第 9 3 号	令和 6 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）	7 4
議 案 第 9 4 号	令和 6 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 7
議 案 第 9 5 号	令和 6 年度小山市水道事業会計補正予算（第 1 号）	8 5
議 案 第 9 6 号	令和 6 年度小山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	9 1
議 案 第 9 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	9 7
議 案 第 9 8 号	小山市出張所設置条例の一部改正等について	1 0 2
議 案 第 9 9 号	小山市学童保育館条例の一部改正について	1 0 4
議案第 1 0 0 号	小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 0 6
議案第 1 0 1 号	小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	1 1 2
議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について	1 1 5
議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について	1 1 6
議案第 1 0 4 号	指定管理者の指定について	1 1 8
議案第 1 0 5 号	指定管理者の指定について	1 1 9
議案第 1 0 6 号	指定管理者の指定について	1 2 0

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 0 7 号	指定管理者の指定について	1 2 1
議案第 1 0 8 号	指定管理者の指定について	1 2 2
議案第 1 0 9 号	地方独立行政法人新小山市民病院第 4 期中期目標の策定について	1 2 3
議案第 1 1 0 号	市道路線の認定について	1 2 9
議案第 1 1 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 3 3
議案第 1 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて	1 3 4
議案第 1 1 3 号	業務委託契約の締結について（追認）	1 4 2
議案第 1 1 4 号	財産の取得について（追認）	1 4 3
議案第 1 1 5 号	財産の取得について（追認）	1 4 4
議案第 1 1 6 号	財産の取得について（追認）	1 4 5
議案第 1 1 7 号	財産の取得について（追認）	1 4 6
議案第 1 1 8 号	財産の取得について（追認）	1 4 7
議案第 1 1 9 号	財産の取得について（追認）	1 4 8
議案第 1 2 0 号	財産の取得について（追認）	1 4 9
報 告 第 1 7 号	専決処分の報告について	1 5 0
報 告 第 1 8 号	専決処分の報告について	1 5 3

令和 6 年度小山市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度小山市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,081,563 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77,651,412 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

- 第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰越して使用することのできる
経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		766,759	△98,064	668,695
	1 負担金	766,759	△98,064	668,695
15 国庫支出金		12,336,702	445,966	12,782,668
	1 国庫負担金	8,874,714	423,766	9,298,480
	2 国庫補助金	3,423,244	22,200	3,445,444
16 県支出金		5,811,489	159,539	5,971,028
	1 県負担金	3,670,813	86,463	3,757,276
	2 県補助金	1,522,429	73,076	1,595,505
18 寄付金		3,000,223	2,301,000	5,301,223
	1 寄付金	3,000,223	2,301,000	5,301,223
19 繰入金		3,308,161	422,648	3,730,809
	1 基金繰入金	3,307,150	422,648	3,729,798
20 繰越金		655,141	800,178	1,455,319
	1 繰越金	655,141	800,178	1,455,319
21 諸収入		3,364,265	2,296	3,366,561
	5 雑入	585,767	2,296	588,063
22 市債		5,575,500	48,000	5,623,500
	1 市債	5,575,500	48,000	5,623,500
歳入合計		73,569,849	4,081,563	77,651,412

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		425,722	△1,500	424,222
	1 議 会 費	425,722	△1,500	424,222
2 総 務 費		11,626,636	2,621,050	14,247,686
	1 総 務 管 理 費	10,152,144	2,563,598	12,715,742
	2 徴 税 費	518,858	19,950	538,808
	3 戸籍住民基本台帳費	664,251	25,502	689,753
	4 選 挙 費	219,970	6,500	226,470
	5 統 計 調 査 費	33,167	4,650	37,817
	6 監 査 委 員 費	38,246	850	39,096
3 民 生 費		26,541,641	916,344	27,457,985
	1 社 会 福 祉 費	10,289,101	126,410	10,415,511
	2 児 童 福 祉 費	13,636,401	740,627	14,377,028
	3 生 活 保 護 費	2,616,139	49,307	2,665,446
4 衛 生 費		6,943,258	138,066	7,081,324
	1 保 健 衛 生 費	6,109,113	133,343	6,242,456
	2 清 掃 費	834,145	4,723	838,868
5 労 働 費		77,380	460	77,840
	1 労 働 諸 費	77,380	460	77,840
6 農 林 水 産 業 費		1,438,435	41,430	1,479,865
	1 農 業 費	1,418,568	41,430	1,459,998
7 商 工 費		3,372,304	86,295	3,458,599
	1 商 工 費	3,372,304	86,295	3,458,599
8 土 木 費		8,183,512	75,220	8,258,732
	1 土 木 管 理 費	475,328	5,000	480,328
	2 道 路 橋 梁 費	1,799,228	10,700	1,809,928
	3 河 川 費	1,159,893	66,600	1,226,493
	4 都 市 計 画 費	4,572,962	△7,780	4,565,182
	5 住 宅 費	176,101	700	176,801
9 消 防 費		2,378,013	60,450	2,438,463
	1 消 防 費	2,378,013	60,450	2,438,463
10 教 育 費		6,209,298	143,748	6,353,046
	1 教 育 総 務 費	1,284,400	51,152	1,335,552
	2 小 学 校 費	1,286,758	13,402	1,300,160
	3 中 学 校 費	747,220	9,268	756,488
	4 社 会 教 育 費	1,014,285	24,600	1,038,885
	5 保 健 体 育 費	1,876,635	45,326	1,921,961
歳 出 合 計		73,569,849	4,081,563	77,651,412

第2表 継 続 費 補 正

1 変 更

No.	款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
				総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2	8 土 木 費	3 河 川 費	一 級 河 川 豊 穂 川 河 道 整 備 事 業	千円 995,000	令和 6年度	千円 297,000	千円 995,000	令和 6年度	千円 225,000
					令和 7年度	698,000		令和 7年度	770,000

第3表 繰越明許費

No.	款		項		事業名	金額
2	4	衛生費	1	保健衛生費	ドッグラン整備事業	14,000

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

No.	事 項	期 間	限 度 額
			千円
28	間々田市民交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和9年度	106,000
29	小山城南市民交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和9年度	90,000
30	桑市民交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和9年度	91,000
31	小山市まちなか交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和11年度	103,950
32	おやま行政テレビ放送業務委託	令和6年度～令和7年度	9,037
33	おーラジ小山市提供番組放送等業務委託	令和6年度～令和7年度	3,208
34	旧延島小学校屋内運動場防水改修工事	令和6年度～令和7年度	12,000
35	移住定住促進企画・運営支援業務委託	令和6年度～令和9年度	6,648
36	中央市民会館 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和11年度	671,810

No.	事 項	期 間	限 度 額
			千円
37	戸籍氏名振り仮名記載業務委託	令和7年度～令和8年度	67,477
38	放課後こどもの居場所事業運営業務委託 (学童保育部 分)	令和6年度～令和8年度	57,706
39	学童保育館指定管理者制度に伴う管理経費 (乙女小第三学童保育館、 羽川西小学童保育館)	令和6年度～令和7年度	47,228
40	学童保育館指定管理者制度に伴う管理経費 (小山第一小学童保育館他28館)	令和6年度～令和7年度	288,404
41	小山第一小学童保育館空調機改修工事	令和6年度～令和7年度	4,070
42	出井保育所整備敷地内障害物移設工事	令和6年度～令和7年度	4,000
43	駅南児童センター 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和9年度	54,000
44	城北児童センター 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和9年度	54,000
45	ごみ収集運搬業務委託	令和6年度～令和9年度	2,318,000
46	小山市勤労者総合福祉センター 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和9年度	48,000

No.	事 項	期 間	限 度 額
			千円
47	市道等維持管理包括業務委託	令和6年度～令和7年度	100,000
48	市道補修事業（工事）	令和6年度～令和7年度	25,000
49	生活道路舗装修繕事業（工事）	令和6年度～令和7年度	7,000
50	（仮称）小山駅西口駅前地区市街地再開発事業化検討調査及び事業推進計画作成業務委託	令和6年度～令和7年度	10,000
51	小山市土地開発公社事業による公共用地等の取得事業（都市計画道路整備事業用地）	令和6年度～令和10年度	41,700
52	小山市土地開発公社事業資金借入金の債務保証（都市計画道路整備事業用地）	令和6年度～令和10年度	41,700
53	小山市土地開発公社事業による公共用地等の取得事業（（仮称）文化の森整備事業用地）	令和6年度～令和10年度	732,918
54	小山市土地開発公社事業資金借入金の債務保証（（仮称）文化の森整備事業用地）	令和6年度～令和10年度	732,918
55	公園緑地管理業務委託（幼児公園）	令和6年度～令和7年度	33,000
56	小学校教師用教科書及び指導書購入	令和6年度～令和7年度	15,247

No.	事 項	期 間	限 度 額
			千円
57	羽川小学校特別教室棟の賃貸借	令和6年度～令和18年度	176,220
58	小山城北小学校受水槽更新工事	令和6年度～令和7年度	36,000
59	中学校教師用教科書及び指導書購入	令和6年度～令和7年度	37,478
60	小山第二中学校受水槽更新工事	令和6年度～令和7年度	36,000
61	放課後こどもの居場所事業運営業務委託 (放課後子ども教室部分)	令和6年度～令和8年度	61,360
62	小学校給食調理場空調機の賃貸借	令和6年度～令和12年度	225,000
63	小学校給食調理業務委託 (小山第一小共同調理場他4調理場)	令和6年度～令和9年度	534,329
64	中学校給食調理場空調機の賃貸借	令和6年度～令和12年度	90,000
65	中学校給食調理業務委託 (大谷共同調理場他2調理場)	令和6年度～令和9年度	352,700
66	有料体育施設 指定管理者制度に伴う管理経費	令和6年度～令和11年度	775,000

2 変 更

No.	事 項	変 更 前		変 更 後	
		期 間	限度額	期 間	限度額
17	が ん 検 診 業 務 委 託	令和 6年度 ～ 令和 7年度	千円 173,327	令和 6年度 ～ 令和 7年度	千円 188,993
18	一般健診・追加健診等業務委託	令和 6年度 ～ 令和 7年度	41,588	令和 6年度 ～ 令和 7年度	43,178

第5表 地 方 債 補 正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
12 排 水 対 策 事 業	千円 584,100	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するものによ る。ただ し、市財政 の都合によ り据置期間 及び償還期 限を延長 し、短縮 し、若しく は繰上償 還、又は借 換えするこ とができ る。	千円 632,100	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	政府資金 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するものによ る。ただ し、市財政 の都合によ り据置期間 及び償還期 限を延長 し、短縮 し、若しく は繰上償 還、又は借 換えするこ とができ る。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13. 分担金及び負担金	766,759	△98,064	668,695
1. 負 担 金	766,759	△98,064	668,695
2. 民生費負担金	337,596	△98,064	239,532
15. 国庫支出金	12,336,702	445,966	12,782,668
1. 国庫負担金	8,874,714	423,766	9,298,480
1. 民生費国庫負担金	8,837,780	422,682	9,260,462
2. 衛生費国庫負担金	7,684	1,084	8,768
2. 国庫補助金	3,423,244	22,200	3,445,444
5. 土木費国庫補助金	793,739	22,200	815,939
16. 県 支 出 金	5,811,489	159,539	5,971,028
1. 県 負 担 金	3,670,813	86,463	3,757,276
1. 民生費県負担金	3,642,178	85,921	3,728,099
2. 衛生費県負担金	2,013	542	2,555
2. 県 補 助 金	1,522,429	73,076	1,595,505
1. 総務費県補助金	80,691	25,500	106,191
2. 民生費県補助金	492,121	14,799	506,920
3. 衛生費県補助金	370,826	△10,395	360,431
4. 農林水産業費県補助金	340,840	43,172	384,012
18. 寄 付 金	3,000,223	2,301,000	5,301,223
1. 寄 付 金	3,000,223	2,301,000	5,301,223
1. 総務費寄付金	3,000,220	2,300,000	5,300,220
5. 商工費寄付金	0	1,000	1,000
19. 繰 入 金	3,308,161	422,648	3,730,809

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2. 児童福祉費負担金	△98,064	○保育所保護者負担金（市立分） ○保育所保護者負担金（民間分）	△27,615 △70,449
1. 社会福祉費負担金	1,229	○特別障がい者手当等負担金	
2. 児童福祉費負担金	253,336	○認定こども園等施設型給付費負担金	
5. 児童手当負担金	168,117	○児童手当負担金	
1. 養育医療費負担金	1,084	○養育医療費負担金	
2. 河川費補助金	22,200	○総合流域防災事業交付金	
2. 児童福祉費負担金	163,972	○保育所運営費負担金（市立分） ○認定こども園等施設型給付費負担金	4,988 158,984
4. 児童手当県負担金	△78,051	○児童手当県負担金	
1. 養育医療費県負担金	542	○養育医療費県負担金	
1. 総務管理費補助金	25,500	○移住支援事業費補助金	
2. 児童福祉費補助金	2,299	○保育施設等物価高騰対策事業費補助金	
3. 重度心身障害者医療費補助金	12,500	○重度心身障がい者医療費補助金	
2. こども妊産婦医療費補助金	△10,395	○こども医療費補助金	
1. 農業費補助金	43,172	○農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金 ○水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金	20,000 23,172
1. 総務費寄付金	2,300,000	○小山評定ふるさと応援寄付金	
1. 商工費寄附金	1,000	○商工振興寄付金	

2. 歳 出

[illegible]

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2. 総 務 費	11,626,636	2,621,050	14,247,686	2,325,950	295,100
1. 総務管理費	10,152,144	2,563,598	12,715,742	2,325,950	237,648
1. 一般管理費	3,070,016	221,015	3,291,031		221,015
7. 企画調整費	4,164,079	2,339,225	6,503,304	2,325,950	13,275
8. 市民会館費	139,411	1,958	141,369		1,958
9. 災害対策費	167,145	1,400	168,545		1,400
2. 徴 税 費	518,858	19,950	538,808		19,950
1. 税務総務費	400,101	19,700	419,801		19,700
2. 賦課徴収費	118,757	250	119,007		250

2. 総務費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		県支出金 25,500 寄付金 2,300,000	
		諸収入 450	
		特定財源内訳	
		県支出金 25,500 寄付金 2,300,000	
		諸収入 450	
1. 報 酬	40,530	○報酬	40,530
2. 給 料	97,000	外国人相談員（会計年度任用職員）	230
3. 職員手当等	55,600	会計年度任用職員	40,300
4. 共 済 費	6,000	○特別職・一般職給与費	158,600
18. 負担金補助及び交付金	21,885	○退職手当組合負担金	17,000
		○市民交流施設関係費	4,885
		間々田市民交流センター管理運営事業費	1,529
		小山城南市民交流センター管理運営事業費	1,833
		まちなか交流センター管理運営事業費	399
		桑市民交流センター管理運営事業費	1,124
		特定財源内訳	
		県支出金 25,500 寄付金 2,300,000	
		諸収入 450	
1. 報 酬	△1,225	○報酬	△1,225
11. 役 務 費	116,641	地域おこし協力隊員（会計年度任用職員）	
12. 委 託 料	1,033,359	○小山評定ふるさと応援事業費	1,150,000
18. 負担金補助及び交付金	40,000	○小山評定ふるさと応援基金積立金	1,150,000
		○移住定住促進事業費	40,450
22. 償還金利子及び割引料	450		
24. 積 立 金	1,150,000		
10. 需 用 費	1,958	○市民会館管理運営費	
2. 給 料	△700	○職員給与費	
3. 職員手当等	2,100		
2. 給 料	11,500	○職員給与費	
3. 職員手当等	8,700		
4. 共 済 費	△500		
1. 報 酬	250	○報酬	250

2. 総務費

節		説明
区分	金額	
		納税相談員（会計年度任用職員）
2. 給料	9,000	○職員給与費 17,600
3. 職員手当等	12,600	○戸籍氏名振り仮名記載事業費 7,902
4. 共済費	△4,000	
12. 委託料	7,902	
2. 給料	5,200	○職員給与費
3. 職員手当等	500	
4. 共済費	800	
2. 給料	4,000	○職員給与費
4. 共済費	650	
2. 給料	400	○職員給与費
3. 職員手当等	350	
4. 共済費	100	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3. 民 生 費	26,541,641	916,344	27,457,985	425,739	490,605
1. 社会福祉費	10,289,101	126,410	10,415,511	13,729	112,681
1. 社会福祉総務費	1,914,742	9,956	1,924,698		9,956
2. 人権推進費	39,712	1,300	41,012		1,300
3. 国民年金事務費	48,112	△900	47,212		△900
4. 身体障がい者福祉費	225,768	5,070	230,838	1,229	3,841
5. 老人福祉費	2,449,757	8,159	2,457,916		8,159
7. 老人保健対策費	1,984,333	52,825	2,037,158		52,825
8. 重度心身障がい者医療対策費	342,320	50,000	392,320	12,500	37,500
2. 児童福祉費	13,636,401	740,627	14,377,028	412,010	328,617

3. 民生費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		分担金及び負担金	△98,064
		国庫支出金	422,682
		県支出金	100,720
		諸収入	401
		特定財源内訳	
		国庫支出金	1,229
		県支出金	12,500
1. 報 酬	410	○報酬	410
2. 給 料	△3,500	隣保事業生活相談員（会計年度任用職員）	270
3. 職 員 手 当 等	△800	生活保護就労支援相談員（会計年度任用職員）	140
4. 共 済 費	△1,700	○職員給与費	△6,000
22. 償 還 金 利 子 及び 割 引 料	4,926	○国民健康保険特別会計繰出金	10,620
		○国県負担金等過年度償還金	4,926
27. 繰 出 金	10,620		
2. 給 料	500	○職員給与費	
3. 職 員 手 当 等	600		
4. 共 済 費	200		
2. 給 料	△900	○職員給与費	
		特定財源内訳	
		国庫支出金	1,229
1. 報 酬	430	○報酬	430
3. 職 員 手 当 等	3,000	障がい支援区分認定調査員（会計年度任用職員）	
19. 扶 助 費	1,640	○職員給与費	3,000
		○特別障がい者手当等	1,640
2. 給 料	3,300	○職員給与費	4,900
3. 職 員 手 当 等	1,400	○介護保険特別会計繰出金	3,259
4. 共 済 費	200		
27. 繰 出 金	3,259		
18. 負 担 金 補 助 及び 交 付 金	43,325	○後期高齢者医療療養給付費	43,325
		○後期高齢者医療特別会計繰出金	9,500
27. 繰 出 金	9,500		
		特定財源内訳	
		県支出金	12,500
19. 扶 助 費	50,000	○重度心身障がい者医療費助成事業費	
		特定財源内訳	
		分担金及び負担金	△98,064
		国庫支出金	421,453

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 児童福祉総務費	4,138,106	186,176	4,324,282	91,525	94,651
2. ひとり親家庭福祉費	613,640	2,510	616,150		2,510
3. 保 育 所 費	1,982,489	20,700	2,003,189	△22,627	43,327
4. 児童福祉施設費	5,322,963	531,241	5,854,204	343,112	188,129
3. 生活保護費	2,616,139	49,307	2,665,446		49,307
1. 生活保護総務費	175,639	49,307	224,946		49,307

3. 民生費

節		説 明	
区 分	金 額		
		県支出金 88,220	諸収入 401
		特定財源内訳 国庫支出金 168,117	県支出金 △76,993
		諸収入 401	
1. 報 酬	1,000	○報酬	1,000
2. 給 料	39,000	家庭相談員（会計年度任用職員）	
3. 職員手当等	16,500	○職員給与費	66,500
4. 共 済 費	11,000	○児童手当給付費	12,015
18. 負担金補助及び交付金	1,058	○国県負担金等過年度償還金	105,603
		○学童保育クラブ燃料費等支援金	621
19. 扶 助 費	12,015	○認可外保育施設燃料費等支援金	437
22. 償還金利子及び割引料	105,603		
1. 報 酬	2,510	○報酬	2,510
		母子・父子自立支援員（会計年度任用職員）	
		特定財源内訳 分担金及び負担金 △27,615	県支出金 4,988
1. 報 酬	△5,300	○報酬	△5,300
2. 給 料	23,500	会計年度任用職員	
3. 職員手当等	4,500	○職員給与費	28,000
4. 共 済 費	△2,000	○職員給与費（会計年度任用職員）	△2,000
		特定財源内訳 分担金及び負担金 △70,449	国庫支出金 253,336
		県支出金 160,225	
12. 委 託 料	280,000	○民間保育所入所委託料	280,000
18. 負担金補助及び交付金	251,241	○認定こども園等施設型給付事業費	250,000
		○民間保育所等燃料費等支援金	1,241
1. 報 酬	210	○報酬	210
2. 給 料	△4,500	生活保護面接相談員（会計年度任用職員）	
3. 職員手当等	2,500	○職員給与費	△5,500
4. 共 済 費	△3,500	○国庫負担金等過年度償還金	54,597
22. 償還金利子及び割引料	54,597		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
4. 衛 生 費	6,943,258	138,066	7,081,324	6,828	131,238
1. 保健衛生費	6,109,113	133,343	6,242,456	6,828	126,515
1. 保健衛生総務費	3,848,749	31,400	3,880,149		31,400
2. 保健指導費	423,324	30,130	453,454	1,097	29,033
5. 環境衛生費	86,915	16,500	103,415	14,500	2,000
7. こども妊産婦医療対策費	860,426	55,313	915,739	△8,769	64,082
2. 清 掃 費	834,145	4,723	838,868		4,723
1. 清掃総務費	834,145	4,723	838,868		4,723

4. 衛生費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		国庫支出金	1,084 県支出金
		繰入金	14,500 諸収入
			△9,853
		特定財源内訳	
		国庫支出金	1,084 県支出金
		繰入金	14,500 諸収入
			△9,853
2. 給 料	16,000	○職員給与費	
3. 職員手当等	15,400		
		特定財源内訳	
		諸収入	1,097
1. 報 酬	130	○報酬	130
12. 委 託 料	30,000	健康増進事業訪問指導員（会計年度任用職員）	250
		母子保健訪問指導員（会計年度任用職員）	△150
		母子心理相談員（会計年度任用職員）	△350
		育児支援家庭訪問員（会計年度任用職員）	380
		○健康増進事業費	30,000
		生活習慣病集団検診費	15,000
		女性がん個別検診費	15,000
		特定財源内訳	
		繰入金	14,500
12. 委 託 料	500	○共同水道事業費	2,000
14. 工事請負費	14,000	○ドッグラン整備事業費	14,500
18. 負担金補助及び交付金	2,000		
		特定財源内訳	
		国庫支出金	1,084 県支出金
19. 扶 助 費	55,313	○こども医療費助成事業費	50,000
		○不妊治療費助成事業費	2,313
		○養育医療費助成事業費	3,000
1. 報 酬	530	○報酬	530
2. 給 料	500	不法投棄監視員（会計年度任用職員）	330
3. 職員手当等	1,900	路上喫煙等防止指導員（会計年度任用職員）	200
14. 工事請負費	1,100	○職員給与費	2,400
17. 備品購入費	693	○環境美化推進事業費	1,793

5. 労働費

節		説明
区 分	金 額	
18. 負担金補助及び交付金	460	○管理運営費

6. 農林水産業費

節		説	明
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		県支出金	43, 172 繰入金 △14, 500
		特定財源内訳	
		県支出金	43, 172 繰入金 △14, 500
		特定財源内訳	
		繰入金	△14, 500
2. 給 料	△300	○職員給与費	11, 700
3. 職 員 手 当 等	13, 000	○道の駅思川運営事業費	△14, 500
4. 共 済 費	△1, 000		
14. 工 事 請 負 費	△14, 500		
		特定財源内訳	
		県支出金	23, 172
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	24, 230	○水田麦・大豆産地生産性向上事業費	23, 172
		○イノシシ農業被害等対策事業費	1, 058
		特定財源内訳	
		県支出金	20, 000
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	20, 000	○農業水利施設運営費物価高騰対策支援事業費	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
7. 商 工 費	3,372,304	86,295	3,458,599	1,000	85,295
1. 商 工 費	3,372,304	86,295	3,458,599	1,000	85,295
1. 商工総務費	161,103	10,545	171,648		10,545
2. 商業振興費	2,768,946	70,000	2,838,946		70,000
3. 工業振興費	368,635	4,750	373,385		4,750
4. 観 光 費	73,620	1,000	74,620	1,000	0

7. 商工費

節		説明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 寄付金 1,000
		特定財源内訳 寄付金 1,000
1. 報酬	△355	○報酬 △355
2. 給料	7,200	消費生活センター相談員（会計年度任用職員）
3. 職員手当等	3,700	○職員給与費 10,900
18. 負担金補助及び交付金	70,000	○ロブレ再生事業費
18. 負担金補助及び交付金	4,750	○中小企業ＳＢＴ認定取得支援事業費
		特定財源内訳 寄付金 1,000
18. 負担金補助及び交付金	1,000	○観光振興イベント事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
8. 土 木 費	8,183,512	75,220	8,258,732	70,200	5,020
1. 土木管理費	475,328	5,000	480,328		5,000
1. 土木総務費	325,665	△1,700	323,965		△1,700
3. 建築指導費	129,663	6,700	136,363		6,700
2. 道路橋梁費	1,799,228	10,700	1,809,928		10,700
1. 道路橋梁総務費	256,301	6,800	263,101		6,800
3. 道路新設改良費	781,390	3,900	785,290		3,900
3. 河 川 費	1,159,893	66,600	1,226,493	70,200	△3,600
1. 河川総務費	1,159,893	66,600	1,226,493	70,200	△3,600
4. 都市計画費	4,572,962	△7,780	4,565,182		△7,780
1. 都市計画総務費	1,108,358	△15,280	1,093,078		△15,280

8. 土木費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金	22,200 市債 48,000
2. 給 料	△1,700	○職員給与費	
3. 職員手当等	3,500		
4. 共 済 費	△3,500		
2. 給 料	3,400	○職員給与費	
3. 職員手当等	2,400		
4. 共 済 費	900		
2. 給 料	4,100	○職員給与費	
3. 職員手当等	2,700		
2. 給 料	2,700	○職員給与費	
3. 職員手当等	700		
4. 共 済 費	500		
14. 工事請負費	6,200		
16. 公有財産 購入費	△800		
21. 補償補填及び 賠償金	△5,400		
		特定財源内訳 国庫支出金	22,200 市債 48,000
		特定財源内訳 国庫支出金	22,200 市債 48,000
12. 委 託 料	△3,000	○排水強化対策事業費（豊穂川整備事業）	
14. 工事請負費	△33,000	○排水強化対策事業費（準用河川整備事業）	66,600
16. 公有財産 購入費	1,592		
18. 負担金補助 及び交付金	15,408		
21. 補償補填及び 賠償金	85,600		
1. 報 酬	320	○報酬	320
2. 給 料	△9,600	地域おこし協力隊（会計年度任用職員）	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
(都市計画費) （都市計画総務 費）					
6. 公 園 費	963,868	7,500	971,368		7,500
5. 住 宅 費	176,101	700	176,801		700
1. 住宅管理費	176,101	700	176,801		700

8. 土木費

節		説明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△2, 500	○職員給与費 △15, 600
4. 共 済 費	△3, 500	
2. 給 料	4, 400	○職員給与費
3. 職 員 手 当 等	2, 200	
4. 共 済 費	900	
2. 給 料	400	○職員給与費
3. 職 員 手 当 等	250	
4. 共 済 費	50	

9. 消防費

節		説明
区 分	金 額	
2. 給 料	21,000	○職員給与費
3. 職 員 手 当 等	40,950	
4. 共 済 費	△1,500	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
10. 教 育 費	6,209,298	143,748	6,353,046		143,748
1. 教育総務費	1,284,400	51,152	1,335,552		51,152
2. 事 務 局 費	486,966	49,292	536,258		49,292
3. 教育振興費	793,852	1,860	795,712		1,860
2. 小 学 校 費	1,286,758	13,402	1,300,160		13,402
1. 学校管理費	939,534	13,402	952,936		13,402
3. 中 学 校 費	747,220	9,268	756,488		9,268
1. 学校管理費	419,590	9,268	428,858		9,268
4. 社会教育費	1,014,285	24,600	1,038,885		24,600
1. 社会教育総務費	140,372	3,000	143,372		3,000
3. 図 書 館 費	383,805	△1,700	382,105		△1,700
4. 教育文化振興費	181,896	17,700	199,596		17,700
5. 博 物 館 費	89,018	6,100	95,118		6,100

10. 教育費

節		説 明	
区 分	金 額		
2. 給 料	20,000	○特別職・一般職給与費	33,000
3. 職員手当等	11,000	○退職手当組合負担金	1,200
4. 共 済 費	2,000	○小中学校樹木管理事業費	15,092
12. 委 託 料	15,092		
18. 負担金補助 及び交付金	1,200		
1. 報 酬	1,860	○報酬	1,860
		不登校適応指導教室相談員（会計年度任用職員）	620
		幼児ことばの教室指導員（会計年度任用職員）	920
		スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）	320
2. 給 料	3,800	○職員給与費	4,750
3. 職員手当等	550	○標準運営費	8,652
4. 共 済 費	400		
17. 備品購入費	8,652		
2. 給 料	3,600	○職員給与費	4,100
4. 共 済 費	500	○標準運営費	5,168
17. 備品購入費	5,168		
1. 報 酬	1,400	○報酬	1,400
3. 職員手当等	2,900	社会教育指導員（会計年度任用職員）	
4. 共 済 費	△1,300	○職員給与費	1,600
3. 職員手当等	△500	○職員給与費	
4. 共 済 費	△1,200		
2. 給 料	9,000	○職員給与費	
3. 職員手当等	5,200		
4. 共 済 費	3,500		
2. 給 料	3,000	○職員給与費	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
(社会教育費) (博物館費)					
6. 青 少 年 費	81,652	3,400	85,052		3,400
8. 美 術 館 費	68,141	△3,900	64,241		△3,900
5. 保健体育費	1,876,635	45,326	1,921,961		45,326
1. 保健体育総務費	157,148	3,700	160,848		3,700
2. 小学校給食費	644,156	17,496	661,652		17,496
3. 中学校給食費	292,552	13,108	305,660		13,108
4. 体育施設費	501,239	11,022	512,261		11,022
歳 出 合 計	73,569,849	4,081,563	77,651,412	2,858,389	1,223,174

10. 教育費

節		説 明	
区 分	金 額		
3. 職 員 手 当 等	2,000		
4. 共 済 費	1,100		
1. 報 酬	1,000	○報酬	1,000
2. 給 料	800	青少年相談員（会計年度任用職員）	900
3. 職 員 手 当 等	1,500	青少年主任相談員（会計年度任用職員）	100
4. 共 済 費	100	○職員給与費	2,400
2. 給 料	△1,000	○職員給与費	
3. 職 員 手 当 等	△1,300		
4. 共 済 費	△1,600		
2. 給 料	2,300	○職員給与費	
3. 職 員 手 当 等	900		
4. 共 済 費	500		
2. 給 料	△1,000	○職員給与費	△1,000
10. 需 用 費	18,496	○給食管理運営費	18,496
10. 需 用 費	13,108	○給食管理運営費	
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	11,022	○有料体育施設管理事業費	
		特定財源内訳	
		分担金及び負担金	△98,064
		国庫支出金	445,966
		県支出金	159,539
		寄付金	2,301,000
		繰入金	0
		諸収入	1,948
		市債	48,000

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額の進捗状況等に関する調査書

(単位 千円)

No.	款	項	事業名	全 体				計 画 内 訳			前々年度末までの支出済額	前年度末までの支出見込額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費総額に対する進捗率 %
				年 度	年 割 額	左 の 財 源			一般財源							
						特 定 財 源	地 方 債	その他								
						国県支出金	146,000	70,200		8,800		225,000	225,000			22.6
2	8 土 木 費	3 河 川 費	一 級 河 川 費 豊穂川河道整備事業	令和6年度	225,000		499,600	240,000		30,400				770,000		77.4
				令和7年度	770,000											
				計	995,000		645,600	310,200	0	39,200		225,000	225,000	770,000		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
17	が ん 検 診 業 務 委 託	188,993		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	188,993	367	—	—	188,626
18	一般健診・追加健診等業務委託	43,178		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	43,178	11,005	—	919	31,254
28	間々田市民交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	106,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	106,000	—	—	—	106,000
29	小山城南市民交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	90,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	90,000	—	—	—	90,000
30	桑市民交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	91,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	91,000	—	—	—	91,000
31	小山市まちなか交流センター 指定管理者制度に伴う管理経費	103,950		—	令和 6年度 ～ 令和 11年度	103,950	—	—	—	103,950
32	おやま行政テレビ放送業務委託	9,037		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	9,037	—	—	—	9,037
33	おーラジ小山市提供番組 放送等業務委託	3,208		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	3,208	—	—	—	3,208

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
34	旧延島小学校屋内運動場 防水改修工事	12,000		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	12,000	—	12,000	—	—
35	移住定住促進企画・ 運営支援業務委託	6,648		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	6,648	—	—	—	6,648
36	中央市民会館 指定管理者制度に伴う管理経費	671,810		—	令和 6年度 ～ 令和 11年度	671,810	—	—	—	671,810
37	戸籍氏名振り仮名記載業務委託	67,477		—	令和 7年度 ～ 令和 8年度	67,477	—	—	—	67,477
38	放課後こどもの居場所事業 運営業務委託(学童保育部分)	57,706		—	令和 6年度 ～ 令和 8年度	57,706	33,374	—	7,644	16,688
39	学童保育館指定管理者制度 に伴う管理経費(乙女小第三学童 保育館、羽川西小学童保育館)	47,228		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	47,228	31,485	—	—	15,743
40	学童保育館指定管理者制度 に伴う管理経費(小山第一小学 学童保育館他28館)	288,404		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	288,404	192,269	—	—	96,135
41	小山第一小学学童保育館 空調機改修工事	4,070		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	4,070	—	—	—	4,070

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
42	出井保育所整備敷地内 障害物移設工事	4,000		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	4,000	—	—	—	4,000
43	駅南児童センター 指定管理者制度に伴う管理経費	54,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	54,000	—	—	—	54,000
44	城北児童センター 指定管理者制度に伴う管理経費	54,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	54,000	—	—	—	54,000
45	ごみ収集運搬業務委託	2,318,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	2,318,000	—	—	—	2,318,000
46	小山市勤労者総合福祉センター 指定管理者制度に伴う管理経費	48,000		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	48,000	—	—	—	48,000
47	市道等維持管理包括業務委託	100,000		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	100,000	—	—	—	100,000
48	市道補修事業(工事)	25,000		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	25,000	—	22,500	—	2,500
49	生活道路舗装修繕事業(工事)	7,000		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	7,000	—	6,300	—	700

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
50	(仮称)小山駅西口駅前地区市街地再開発事業化検討調査及び事業推進計画作成業務委託	10,000		—	令和6年度～令和7年度	10,000	—	—	—	10,000
51	小山市土地開発公社事業による公共用地等の取得事業(都市計画道路整備事業用地)	41,700		—	令和6年度～令和10年度	41,700	—	—	—	41,700
52	小山市土地開発公社事業資金借入金の債務保証(都市計画道路整備事業用地)	41,700		—	令和6年度～令和10年度	41,700	—	—	—	41,700
53	小山市土地開発公社事業による公共用地等の取得事業((仮称)文化の森整備事業用地)	732,918		—	令和6年度～令和10年度	732,918	—	—	—	732,918
54	小山市土地開発公社事業資金借入金の債務保証((仮称)文化の森整備事業用地)	732,918		—	令和6年度～令和10年度	732,918	—	—	—	732,918
55	公園緑地管理業務委託(幼児公園)	33,000		—	令和6年度～令和7年度	33,000	—	—	—	33,000
56	小学校教師用教科書及び指導書購入	15,247		—	令和6年度～令和7年度	15,247	—	—	—	15,247
57	羽川小学校校舎特別教室棟の賃貸借	176,220		—	令和6年度～令和18年度	176,220	—	—	—	176,220

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
58	小 山 城 北 小 学 校 事 受 水 槽 更 新 工 事	36,000		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	36,000	—	27,000	—	9,000
59	中 学 校 教 師 用 教 科 書 及 び 指 導 書 購 入	37,478		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	37,478	—	—	—	37,478
60	小 山 第 二 中 学 校 事 受 水 槽 更 新 工 事	36,000		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	36,000	—	27,000	—	9,000
61	放 課 後 こ ど も の 居 場 所 事 業 運 営 業 務 委 託 (放 課 後 子 ど も 教 室 部 分)	61,360		—	令和 6年度 ～ 令和 8年度	61,360	—	—	—	61,360
62	小 学 校 給 食 調 理 場 空 調 機 の 賃 貸 借	225,000		—	令和 6年度 ～ 令和 12年度	225,000	—	—	—	225,000
63	小 学 校 給 食 調 理 業 務 委 託 (小 山 第 一 小 共 同 調 理 場 他 4 調 理 場)	534,329		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	534,329	—	—	—	534,329
64	中 学 校 給 食 調 理 場 空 調 機 の 賃 貸 借	90,000		—	令和 6年度 ～ 令和 12年度	90,000	—	—	—	90,000
65	中 学 校 給 食 調 理 業 務 委 託 (大 谷 共 同 調 理 場 他 2 調 理 場)	352,700		—	令和 6年度 ～ 令和 9年度	352,700	—	—	—	352,700

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
66	有 料 体 育 施 設 指定管理者制度に伴う管理経費	775,000		—	令和 6年度 ～ 令和 11年度	775,000	—	—	—	775,000

令和6年度 地方債現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	令和4年度末 現 在 高	令和5年度末 現 在 高	令和6年度中増減見込		令和6年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普 通 債	42,721,854	44,649,869	5,241,900	3,250,030	46,641,739
(1) 総 務	12,583,998	13,233,527	330,100	380,320	13,183,307
(2) 民 生	410,688	510,335	449,500	16,148	943,687
(3) 衛 生	1,098,307	1,014,957	2,500	123,817	893,640
(4) 労 働	45,400	45,400	0	2,840	42,560
(5) 農 林 水 産 業	2,102,139	2,000,774	325,600	392,276	1,934,098
(6) 土 木	18,250,440	19,136,327	2,957,400	1,654,715	20,439,012
(7) 消 防	1,560,861	1,625,271	271,300	333,379	1,563,192
(8) 教 育	6,670,021	7,083,278	905,500	346,535	7,642,243
2 災 害 復 旧 債	351,725	286,768	0	65,004	221,764
(1) 農 林 水 産 業	35,908	30,737	0	5,174	25,563
(2) 土 木	301,872	244,649	0	57,265	187,384
(3) 教 育	13,945	11,382	0	2,565	8,817
3 そ の 他	14,890,726	13,343,267	1,460,000	2,706,126	12,097,141
(1) 減 税 補 て ん 債	150,798	86,214	0	47,790	38,424
(2) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
(3) 減 収 補 て ん 債	803,700	790,980	0	35,017	755,963
(4) 臨時財政対策債	13,936,228	12,466,073	1,460,000	2,623,319	11,302,754
合 計	57,964,305	58,279,904	6,701,900	6,021,160	58,960,644

令和 6 年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度小山市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,620 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,169,620 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,180,110	10,620	1,190,730
	1 他会計繰入金	1,180,110	10,620	1,190,730
歳入合計		16,159,000	10,620	16,169,620

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		257,729	9,590	267,319
	1 総務管理費	180,921	8,840	189,761
	2 徴税費	74,170	750	74,920
5 保健事業費		134,436	1,030	135,466
	1 特定健康診査・ 特定保健指導費	73,725	760	74,485
	2 保健事業費	60,711	270	60,981
歳出合計		16,159,000	10,620	16,169,620

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 職員給与費繰入金	10,620	○職員給与費繰入金

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 総 務 費	257,729	9,590	267,319	9,590	0
1. 総務管理費	180,921	8,840	189,761	8,840	0
1. 一般管理費	177,381	8,840	186,221	8,840	0
2. 徴 税 費	74,170	750	74,920	750	0
1. 賦課徴収費	74,170	750	74,920	750	0
5. 保健事業費	134,436	1,030	135,466	1,030	0
1. 特定健康診査・特定保健指導費	73,725	760	74,485	760	0
1. 特定健康診査・特定保健指導費	73,725	760	74,485	760	0
2. 保健事業費	60,711	270	60,981	270	0
1. 保健衛生普及費	28,318	270	28,588	270	0
歳 出 合 計	16,159,000	10,620	16,169,620	10,620	0

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 繰入金 9,590
		特定財源内訳 繰入金 8,840
		特定財源内訳 繰入金 8,840
1. 報 酬	340	○報酬 340
2. 給 料	3,200	会計年度任用職員
3. 職 員 手 当 等	4,300	○職員給与費 8,500
4. 共 済 費	1,000	
		特定財源内訳 繰入金 750
		特定財源内訳 繰入金 750
1. 報 酬	750	○報酬 750
		納税相談員（会計年度任用職員）
		特定財源内訳 繰入金 1,030
		特定財源内訳 繰入金 760
		特定財源内訳 繰入金 760
1. 報 酬	760	○報酬 760
		会計年度任用職員
		特定財源内訳 繰入金 270
		特定財源内訳 繰入金 270
1. 報 酬	270	○報酬 270
		訪問看護指導員（会計年度任用職員）
		特定財源内訳 繰入金 10,620

令和 6 年度小山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度小山市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 3 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 3 4 1, 8 6 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		2,299,027	419	2,299,446
	2 国庫補助金	299,865	419	300,284
5 支払基金交付金		3,088,905	127	3,089,032
	1 支払基金交付金	3,088,905	127	3,089,032
6 県支出金		1,675,591	219	1,675,810
	3 県補助金	104,235	219	104,454
9 繰入金		2,117,224	3,575	2,120,799
	1 一般会計繰入金	2,011,828	3,259	2,015,087
	2 基金繰入金	105,396	316	105,712
歳入合計		12,337,523	4,340	12,341,863

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		384,232	3,040	387,272
	3 介護認定審査会費	150,555	3,040	153,595
5 地域支援事業費		699,952	1,300	701,252
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	411,751	470	412,221
	3 包括的支援事業・任意事業費	245,770	830	246,600
歳出合計		12,337,523	4,340	12,341,863

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	99	○現年度分
1. 現年度分	320	○現年度分
1. 現年度分	127	○現年度分
1. 現年度分	59	○現年度分
1. 現年度分	160	○現年度分
1. 現年度分	59	○現年度分
1. 現年度分	160	○現年度分
1. 職員給与費繰入金	3,040	○職員給与費繰入金
1. 介護保険給付基金繰入金	316	○介護保険給付基金繰入金

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 総 務 費	384,232	3,040	387,272	3,040	0
3. 介護認定審査会費	150,555	3,040	153,595	3,040	0
1. 介護認定審査会費	20,530	340	20,870	340	0
2. 認定調査等費	130,025	2,700	132,725	2,700	0
5. 地域支援事業費	699,952	1,300	701,252	984	316
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	411,751	470	412,221	344	126
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	42,681	470	43,151	344	126
3. 包括的支援事業・任意事業費	245,770	830	246,600	640	190
6. 認知症総合支援事業費	13,118	830	13,948	640	190
歳 出 合 計	12,337,523	4,340	12,341,863	4,024	316

(単位 千円)

節		説 明			
区 分	金 額				
		特定財源内訳 繰入金	3,040		
		特定財源内訳 繰入金	3,040		
		特定財源内訳 繰入金	340		
1. 報 酬	340	○報酬 会計年度任用職員			340
		特定財源内訳 繰入金	2,700		
1. 報 酬	2,700	○報酬 介護認定調査員（会計年度任用職員）			2,700
		特定財源内訳 国庫支出金 繰入金	419 219	県支出金 支払基金交付金	219 127
		特定財源内訳 国庫支出金 繰入金	99 59	県支出金 支払基金交付金	59 127
		特定財源内訳 国庫支出金 繰入金	99 59	県支出金 支払基金交付金	59 127
1. 報 酬	470	○報酬 会計年度任用職員			470
		特定財源内訳 国庫支出金 繰入金	320 160	県支出金	160
		特定財源内訳 国庫支出金 繰入金	320 160	県支出金	160
1. 報 酬	830	○報酬 認知症地域支援推進員（会計年度任用職員）			830
		特定財源内訳 国庫支出金 繰入金	419 3,259	県支出金 支払基金交付金	219 127

令和 6 年度小山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度小山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 530, 500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		582,715	9,500	592,215
	1 一般会計繰入金	582,715	9,500	592,215
歳入合計		2,521,000	9,500	2,530,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		80,378	9,500	89,878
	1 総務管理費	61,486	6,500	67,986
	2 徴収費	18,892	3,000	21,892
歳出合計		2,521,000	9,500	2,530,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3. 職員給与費繰入金	9,500	○職員給与費繰入金

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 総 務 費	80,378	9,500	89,878	9,500	0
1. 総務管理費	61,486	6,500	67,986	6,500	0
1. 一般管理費	61,486	6,500	67,986	6,500	0
2. 徴 収 費	18,892	3,000	21,892	3,000	0
1. 賦課徴収費	18,892	3,000	21,892	3,000	0
歳 出 合 計	2,521,000	9,500	2,530,500	9,500	0

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 繰入金	9,500
		特定財源内訳 繰入金	6,500
		特定財源内訳 繰入金	6,500
2. 給 料	4,400	○職員給与費	6,350
3. 職 員 手 当 等	1,300	○退職手当組合負担金	150
4. 共 済 費	650		
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	150		
		特定財源内訳 繰入金	3,000
		特定財源内訳 繰入金	3,000
2. 給 料	2,200	○職員給与費	
3. 職 員 手 当 等	500		
4. 共 済 費	300		
		特定財源内訳 繰入金	9,500

令和 6 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度小山市の栃木県南地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 債務負担行為補正

1 追 加

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	青 果 冷 蔵 庫 設 備 更 新 事 業	令和6年度 ～ 令和7年度	千円 20,383

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
1	青果冷蔵庫設備更新事業	20,383		—	令和 6年度 ～ 令和 7年度	20,383	—	—	6,808	13,575

令和 6 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度小山市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 3, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 市債		132,200	2,400	134,600
	1 市債	132,200	2,400	134,600
歳入合計		141,300	2,400	143,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共用地先行取得費		132,300	2,400	134,700
	1 公共用地先行取得費	132,300	2,400	134,700
歳出合計		141,300	2,400	143,700

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 1 先行取得事業	千円 132,200	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 134,600	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

歲入歲出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 公共用地先行取得事業債	2,400	○公共用地先行取得事業債

2. 歳 出

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1. 公共用地先行取得費	132,300	2,400	134,700	2,400	0
1. 公共用地先行取得費	132,300	2,400	134,700	2,400	0
1. 公共用地先行取得費	132,300	2,400	134,700	2,400	0
歳出合計	141,300	2,400	143,700	2,400	0

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 市債 2,400
		特定財源内訳 市債 2,400
		特定財源内訳 市債 2,400
16. 公 有 財 産 購 入 費	2,400	○公共用地先行取得費
		特定財源内訳 市債 2,400

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込み	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
公共用地先行 取得事業債	22,240	13,320	134,600	8,920	139,000

令和 6 年度 小山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（ 総 則 ）

第 1 条 令和 6 年度小山市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2,910,680 千円	9,270 千円	2,919,950 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,789,427 千円	9,270 千円	2,798,697 千円

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅野 正富

[予算に関する説明書]

令和6年度小山市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出			(単位 千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費 用			2,910,680	9,270	2,919,950	
	1 営業費用		2,789,427	9,270	2,798,697	
		2 配水及び 給水費	393,950	9,270	403,220	

令和6年度 小山市水道事業予定キャッシュフロー計算書

単位 千円

項 目	令和6年度
I 営業活動によるキャッシュフロー	
1 当期純利益	106,322
2 非資金項目の調整	
・減価償却費	876,121
・引当金の増・減(△)額	1,677
・有形固定資産除却費	12,300
・長期前受金戻入	△ 120,121
3 営業活動による資産及び負債の増減	
・未収金の増(△)・減額	45,919
・貯蔵品の増(△)・減額	2,737
・前払金の減・増(△)額	0
・その他流動資産の増(△)・減額	0
・未払金の増・減(△)額	△ 16,320
・前受金の増・減(△)額	0
・その他流動負債の増・減(△)額	0
4 営業活動以外の損益項目	
・受取利息(△)	△ 100
・支払利息	58,251
■ 小計	966,786
・受取利息	100
・支払利息(△)	△ 58,251
・固定資産売却損	3
■ 営業活動によるキャッシュフロー(計)	908,638
II 投資活動によるキャッシュフロー	
・建設改良費(△)	△ 2,664,661
・固定資産の売却による収入	2
・補助金等の収入	38,200
・補助金等の返還(△)	△ 1
・一般会計出資金	53,530
・工事負担金等の収入	25,348
・他会計貸付金による支出(△)	△ 1
・他会計貸付金の返還による収入	1
・その他投資支出(△)	0
■ 投資活動によるキャッシュフロー(計)	△ 2,547,582
III 財務活動によるキャッシュフロー	
・一時貸付金による支出(△)	△ 1,500,000
・一時貸付金の返還による収入	1,500,000
・企業債による収入	1
・企業債の償還による支出(△)	△ 453,589
■ 財務活動によるキャッシュフロー(計)	△ 453,588
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 2,092,532
V 現金及び現金同等物の期首残高	7,845,069
VI 現金及び現金同等物の期末残高	5,752,537

令和6年度 小山市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

		資 産 の 部		
		千円	千円	千円
				千円
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		698,201	
	ロ 建 物	1,335,158		
	減価償却累計額	<u>△ 1,021,428</u>	313,730	
	ハ 構 築 物	30,189,370		
	減価償却累計額	<u>△ 16,547,274</u>	13,642,096	
	ニ 機 械 及 び 装 置	9,081,451		
	減価償却累計額	<u>△ 6,187,352</u>	2,894,099	
	ホ 車 輜 運 搬 具	25,951		
	減価償却累計額	<u>△ 24,273</u>	1,678	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	132,065		
	減価償却累計額	<u>△ 120,501</u>	11,564	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,046,544</u>	
	有形固定資産合計			18,607,912
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ ダ ム 使 用 権		2,474,744	
	ロ 電 信 電 話 専 用 施 設 利 用 権		0	
	ハ 電 話 加 入 権		794	
	ニ 橋 梁 下 施 設 利 用 権		<u>6,057</u>	
	無形固定資産合計			<u>2,481,595</u>
	固 定 資 産 合 計			21,089,507
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		5,752,537	
(2)	未 収 金	490,441		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 17,827</u>	472,614	
(3)	貯 蔵 品		37,100	
(4)	そ の 他 流 動 資 産		<u>3,510</u>	
	流 動 資 産 合 計			6,265,761
	資 産 合 計			<u><u>27,355,268</u></u>

負債の部

	千円	千円
3 固定負債		
(1) 企業債	2,230,373	
(2) 他会計借入金	0	
(3) 引当金	0	
固定負債合計		2,230,373
4 流動負債		
(1) 企業債	425,277	
(2) 他会計借入金	0	
(3) 未払金	676,930	
(4) 引当金	16,983	
(5) その他流動負債	4,354	
流動負債合計		1,123,544
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	6,349,829	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 3,896,758	
繰延収益合計		2,453,071
負債合計		5,806,988

資 本 の 部			
	千円	千円	千円
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		16,395,703	
資 本 金 合 計			16,395,703
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金	147,832		
ロ 寄 付 金	100		
ハ 補 助 金	237,307		
ニ 受贈財産評価額	432,848		
資 本 剰 余 金 合 計		818,087	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	147,183		
ロ 利 益 積 立 金	238,907		
ハ 建 設 改 良 積 立 金	3,101,054		
ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	847,346		
利 益 剰 余 金 合 計		4,334,490	
剰 余 金 合 計			5,152,577
資 本 合 計			21,548,280
負 債 資 本 合 計			27,355,268

令和6年度 小山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（ 総 則 ）

第1条 令和6年度小山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	4,076,212 千円	5,350 千円	4,081,562 千円
第1項 営業費用	3,748,777 千円	5,350 千円	3,754,127 千円

（資本的收入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,808,428千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 85,980千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 51,188千円、過年度分損益勘定留保資金 247,014千円、当年度分損益勘定留保資金 1,202,561千円、繰越利益剰余金処分数額 221,685千円」を、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,815,128千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 159,114千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,000千円、減債積立金 365,548千円、過年度分損益勘定留保資金 445,814千円、当年度分損益勘定留保資金 796,652千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 公共下水道事業資本的支出	5,852,703 千円	6,700 千円	5,859,403 千円
第1項 建設改良費	3,667,215 千円	6,700 千円	3,673,915 千円

（利益剰余金の処分）

第4条 予算第12条を削除する。

令和6年11月28日提出

小山市長 浅野 正富

[予算に関する説明書]

令和6年度小山市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出			(単位 千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業費用			4,076,212	5,350	4,081,562	
	1 営業費用		3,748,777	5,350	3,754,127	
		1 汚水管渠費	112,198	310	112,508	
		2 汚水中継ポンプ場及び処理場費	927,468	2,880	930,348	
		5 総係費	117,274	2,160	119,434	

資本的収入及び支出

支 出			(単位 千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業資本的支出			5,852,703	6,700	5,859,403	
	1 建設改良費		3,667,215	6,700	3,673,915	
		5 建設総係費	123,233	6,700	129,933	

令和6年度 小山市下水道事業予定キャッシュフロー計算書

単位 千円

項 目	令和6年度
I 営業活動によるキャッシュフロー	
1 当期純利益	113,021
2 非資金項目の調整	
・減価償却費	2,622,796
・引当金の増・減(△)額	3,830
・有形固定資産除却費	9,796
・長期前受金戻入	△ 1,299,714
3 営業活動による資産及び負債の増減	
・未収金の増(△)・減額	△ 72,388
・貯蔵品の増(△)・減額	0
・前払金の減・増(△)額	0
・その他流動資産の増(△)・減額	0
・未払金の増・減(△)額	0
・前受金の増・減(△)額	0
・その他流動負債の増・減(△)額	0
4 営業活動以外の損益項目	
・受取利息(△)	△ 2
・支払利息	345,643
■ 小計	1,722,982
・受取利息	2
・支払利息(△)	△ 345,643
・固定資産売却損	0
■ 営業活動によるキャッシュフロー(計)	1,377,341
II 投資活動によるキャッシュフロー	
・建設改良費(△)	△ 3,161,446
・固定資産の売却による収入	3
・補助金等の収入	1,310,818
・補助金等の返還(△)	△ 183
・一般会計負担金及び補助金の収入	289,214
・工事負担金等の収入	22,210
・長期貸付金償還金の収入	60
・長期貸付金支出(△)	0
・その他投資支出(△)	0
■ 投資活動によるキャッシュフロー(計)	△ 1,539,324
III 財務活動によるキャッシュフロー	
・一時借入金による収入	1,500,000
・一時借入金の返済による支出(△)	△ 1,500,000
・企業債による収入	2,669,600
・企業債の償還による支出(△)	△ 2,519,141
■ 財務活動によるキャッシュフロー(計)	150,459
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 11,524
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,173,282
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,161,758

令和6年度 小山市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		1,121,286		
	ロ 建 物	3,276,702			
	減価償却累計額	<u>△ 545,917</u>	2,730,785		
	ハ 構 築 物	67,840,616			
	減価償却累計額	<u>△ 11,969,806</u>	55,870,810		
	ニ 機 械 及 び 装 置	9,331,181			
	減価償却累計額	<u>△ 2,369,564</u>	6,961,617		
	ホ 車 輦 運 搬 具	6,734			
	減価償却累計額	<u>△ 2,890</u>	3,844		
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	38,444			
	減価償却累計額	<u>△ 7,624</u>	30,820		
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>2,342,082</u>		
	有形固定資産合計			69,061,244	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		969,828		
	ロ 電 話 加 入 権		<u>6,282</u>		
	無形固定資産合計			976,110	
(3)	投 資				
	イ 長 期 貸 付 金		<u>0</u>		
	投 資 合 計			<u>0</u>	
	固定資産合計				70,037,354
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			2,161,758	
(2)	未 収 金		591,018		
	貸倒引当金	<u>△ 21,442</u>	569,576		
(3)	短 期 貸 付 金			<u>0</u>	
	流動資産合計				<u>2,731,334</u>
	資 産 合 計				<u><u>72,768,688</u></u>

負債の部

	千円	千円
3 固定負債		
(1) 企業債	26,094,269	
(2) 長期未払金	<u>1,239,169</u>	
固定負債合計		27,333,438
4 流動負債		
(1) 企業債	2,399,465	
(2) 未払金	2,122,312	
(3) 引当金	12,239	
(4) その他流動負債	<u>20</u>	
流動負債合計		4,534,036
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	42,458,447	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 7,622,445</u>	
繰延収益合計		<u>34,836,002</u>
負債合計		<u><u>66,703,476</u></u>

資 本 の 部			
	千円	千円	千円
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		3,710,408	
(2) 組 入 資 本 金		1,167,426	
資 本 金 合 計			4,877,834
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金	34,954		
ロ 補 助 金	462,959		
ハ 受贈財産評価額	210,896		
資 本 剰 余 金 合 計		708,809	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	0		
ロ 利 益 積 立 金	0		
ハ 建 設 改 良 積 立 金	0		
ニ 当 年 度 未 処 分			
利 益 剰 余 金	478,569		
利 益 剰 余 金 合 計		478,569	
剰 余 金 合 計			1,187,378
資 本 合 計			6,065,212
負 債 資 本 合 計			72,768,688

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により懲役及び禁錮が廃止され、両刑を一元化した拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例に所要の改正を行うため、提案するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(小山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 小山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>禁錮以上の刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略	(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略

(小山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 小山市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前	第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前

2号に掲げる者を除く。)でその離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 略

2号に掲げる者を除く。)でその離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 略

2 略	2 略
3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。	3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
4～6 略	4～6 略

(小山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 小山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠格事由) 第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることはできない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その	(欠格事由) 第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることはできない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、そ

執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	の執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(小山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮（刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 3 条に規定する禁錮をいう。）以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の小山市職員の給与に関する条例第 1 7 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

小山市出張所設置条例の一部改正等について

小山市出張所設置条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山東出張所が栃木県小山庁舎内に移転することに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市出張所設置条例の一部を改正する等の条例

(小山市出張所設置条例の一部改正)

第1条 小山市出張所設置条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第2条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略			略		
小山 市役 所小 山東 出張 所	犬塚3丁	略	小山 市役 所小 山東 出張 所	犬塚3丁	略
	目1番地3			目1番地1	
略			略		

(出張所会議室使用料条例の廃止)

第2条 出張所会議室使用料条例（昭和41年条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年1月7日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

小山市学童保育館条例の一部改正について

小山市学童保育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

令和 7 年度から、「乙女小第三学童保育館」を新設することに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市学童保育館条例の一部を改正する条例

小山市学童保育館条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
乙女小第二学童 保育館	略	乙女小第二学童 保育館	略
		乙女小第三学童 保育館	小山市大字乙女1,954番 地
略		略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

条例で地域包括支援センターの人員等の基準を定める際に、従うべきとされている介護保険法施行規則に定める基準が改正され、地域包括支援センターの職員配置基準が柔軟化されたことから、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。 (2)～(4) 略	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。 (2)～(4) 略

(小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(平成27年条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) <u>第115条の46第4項の規定に基づき、</u> 小山市地域包括支援センター(以下「包括支援センター」という。)における包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。 (基本方針) 第3条 略 2 包括支援センターは、小山市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (職員の員数) 第4条 一の包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員<u>の員数</u>は、原則として次のとおりとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) <u>第115条の46第5項の規定に基づき、</u> 小山市地域包括支援センター(以下「包括支援センター」という。)における包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。 (基本方針) 第3条 略 2 包括支援センターは、小山市地域包括支援センター運営協議会(<u>本市が設置する介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)</u>第140条の66第1号イに規定する<u>地域包括支援センター運営協議会</u>をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 (職員の員数) 第4条 一の包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員<u>及びその員数(小山市地域包括支援センター運営協議会が第1</u>

(1)・(2) 略

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

号被保険者の数及び包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、小山市地域包括支援センター運営協議会が包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たす

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の包括支援センターを設置することが必要であると小山市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1

ものとする。この場合において、当該区域内の一の包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の包括支援センターを設置することが必要であると小山市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1

	号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人		号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

網戸中坪集会所を中坪自治会に無償譲渡し、中里集会所及び堀の内集会所の用途廃止を行うとともに、施設名称等を見直すことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第3号）の
 一部を次のように改正する。

改正前

小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、同和対策集会所(以下「集会所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 同和問題の根本的な解決及び基本的人権が尊重される社会の構築に資するため、住民の教養の向上、健康の推進、生活文化の向上等を図る場及び人権教育、人権啓発、人権意識向上等の推進の場として、集会所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(同和対策集会所運営委員会の設置)

改正後

小山市集会所の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、小山市集会所(以下「集会所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 基本的人権が尊重される社会の構築に資するため、住民の教養の向上、健康の推進、生活文化の向上等を図る場及び人権教育、人権啓発、人権意識向上等の推進の場として、集会所を設置する。

(名称、位置等)

第3条 集会所の名称、位置等は、次の表のとおりとする。

名称	位置	建設年度
小山市立押切集会所	小山市大字押切90番地1	昭53

(小山市集会所運営委員会の設置)

第4条 集会所の運営に関し、必要な協議を行うため、小山市同和対策集会所運営委員会を置く。

(定数及び任期)

第5条 委員の定数は、20人以内とする。

2・3 略

別表

<u>名称</u>	<u>所在地</u>	<u>建設 年度</u>
<u>小山市立網戸中 坪集会所</u>	<u>小山市大字網戸 714番地</u>	<u>昭50</u>
<u>小山市立中里集 会所</u>	<u>小山市大字中里 1,039番地1</u>	<u>昭51</u>
<u>小山市立押切集 会所</u>	<u>小山市大字押切 90番地1</u>	<u>昭53</u>
<u>小山市立堀の内 集会所</u>	<u>小山市大字上泉 772番地</u>	<u>昭53</u>

第4条 集会所の運営に関し、必要な協議を行うため、小山市集会所運営委員会を置く。

(定数及び任期)

第5条 委員の定数は、5人以内とする。

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条第1項及び別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

指定管理者の指定について

小山市まちなか交流センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市まちなか交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
小山市まちなか交流 センター	小山市宮本町三丁目 2 番 17 号 一般社団法人 カゼトツチ 代表理事 古河 大輔	令和 7（2025）年 4 月 1 日から 令和 12（2030）年 3 月 31 日まで (5 年間)

指定管理者の指定について

小山市小山城南市民交流センター、小山市間々田市民交流センター及び小山市桑市民交流センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市小山城南市民交流センター、小山市間々田市民交流センター及び小山市桑市民交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
小山市小山城南 市民交流センター	小山市東城南 4 丁目 1 番地 12 あさひコミュニティ推進協議会 会長 澤口 茂利	令和 7(2025)年 4 月 1 日から 令和 10(2028)年 3 月 31 日まで (3 年間)
小山市間々田 市民交流センター	小山市大字間々田 1960 番地 1 特定非営利活動法人 コミュニティままだ 理事長 知久 光男	令和 7(2025)年 4 月 1 日から 令和 10(2028)年 3 月 31 日まで (3 年間)

小山市桑 市民交流センター	小山市大字羽川 3 6 5 番地 1 5 特定非営利活動法人 げんきフォーラム桑 代表理事 柿崎 全良	令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から 令和 10 (2028) 年 3 月 31 日まで (3 年間)
------------------	--	--

指定管理者の指定について

小山市学童保育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市学童保育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議案を提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
小山城南小第二学童保育館 小山城北小第二学童保育館 若木小学童保育館 絹義務教育学校学童保育館	小山市大字神鳥谷 232 番地 ファミリー思川 103 号室 特定非営利活動法人 小山市学童保育の会 理事長 大高 芳子	令和 7(2025)年 4 月 1 日から 令和 9(2027)年 3 月 31 日まで (2 年間)
【仮称】乙女小第三学童保育館	埼玉県さいたま市中央区大戸六丁目 11 番 18 号 特定非営利活動法人 三楽 理事長 遠藤 めぐみ	令和 7(2025)年 4 月 1 日から 令和 12(2030)年 3 月 31 日まで (5 年間)
羽川西小学童保育館	埼玉県さいたま市中央区大戸六丁目 11 番 18 号 特定非営利活動法人 三楽 理事長 遠藤 めぐみ	令和 7(2025)年 4 月 1 日から 令和 12(2030)年 3 月 31 日まで (5 年間)

指定管理者の指定について

小山市駅南児童センター及び小山市城北児童センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月28日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市駅南児童センター及び小山市城北児童センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議案を提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
小山市駅南児童センター 小山市城北児童センター	小山市駅南町一丁目12番32号 特定非営利活動法人アデット 理事長 古川 勉	令和7（2025）年 4月1日から 令和10（2028）年 3月31日まで （3年間）

指定管理者の指定について

小山市勤労者総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

(提案理由)

小山市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
小山市勤労者総合 福祉センター	栃木県小山市犬塚三丁目 1 番地 2 一般財団法人 小山市勤労者共済 サービスセンター 理事長 遠藤 幸一	令和 7(2025)年 4 月 1 日から 令和 10(2028)年 3 月 31 日まで (3 年間)

指定管理者の指定について

小山市中央市民会館（小山市立文化センター・小山市立中央公民館）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

（提案理由）

小山市中央市民会館（小山市立文化センター・小山市立中央公民館）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
小山市中央市民会館 （小山市立文化センター・小山市立中央公民館）	東京都千代田区三番町 2 番地 小山市立文化センター運営共同事業体 代表団体 株式会社コンベンションリンクージ 代表取締役 平位 博昭	令和 7(2025) 年 4 月 1 日から 令和 12 (2030) 年 3 月 31 日まで (5 年間)

指定管理者の指定について

小山市都市公園内有料体育施設(小山運動公園、あけぼの公園、原之内公園、思川緑地公園)の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅野 正富

(提案理由)

小山市都市公園内有料体育施設(小山運動公園、あけぼの公園、原之内公園、思川緑地公園)の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
小山市都市公園内有料 体育施設(小山運動公 園、あけぼの公園、原之 内公園、思川緑地公園)	大阪府大阪市中心区北浜四丁目 1 番 23 号 ミズノスポーツサービス株式会社 代表取締役 薬師寺 洋彰	令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から 令和 12 (2030) 年 3 月 31 日 (5 年間)

地方独立行政法人新小山市民病院第4期中期目標の策定について

地方独立行政法人新小山市民病院第4期中期目標を別紙のとおり定める。

令和6年11月28日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市民病院が一定期間において達成すべき業務運営に関する中期目標について定めるため、議会の議決を求めるものである。

地方独立行政法人新小山市市民病院 第4期中期目標

前文

地方独立行政法人新小山市市民病院(以下「法人」という。)は、平成25年4月1日の設立以来、近隣の大学病院や、小山市近郊地域連携協議会を構成する15病院など地域の医療機関との連携を行ってきた。

令和3年度から令和6年度までの第3期中期目標期間においては、各種病院機能や災害拠点病院の指定を受け、名実ともに急性期地域中核病院としての土台が築かれた。

また、第3期中期目標期間中の、新型コロナウイルス感染症については、地方独立行政法人という公立病院の役割として、行政の感染症対策への助言やワクチン接種への協力、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れなど、多岐にわたり尽力し、地域の医療確保へ大きく貢献した。

医師の働き方改革の施行や、急速に進む高齢化の影響による、救急医療のひっ迫、世界的な物価上昇や為替変動、労働人口減少の影響など、さまざまな外的状況に対応することが求められている。

このような状況を受け、法人が公立の地域支援病院として、質の高い医療サービスを提供するための人材を確保し、地域住民が求める診療を持続するために、以下の第4期中期目標を法人に示すものである。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行

(1) 救急医療への対応

地域の医療機関や消防との連携により、24時間365日の救急受入体制を維持し、一次救急医療機関及び三次救急医療機関との連携をはかり、県南医療圏における救急医療に対応すること。

(2) 災害時における機能の強化

地域災害拠点病院として、平時から災害医療に対応可能な体制の整備に努め、有事の際は小山市及び関係機関と連携し、必要な医療救護活動を積極的に実施するとともに、業務継続計画を適切に運用すること。

また、大規模災害の発生も見据え、平時から医薬品や衛生資材等の確保に努めること。

(3) 新興感染症への対応

新型コロナウイルス感染症へ対応した経験を活かし、新たな感染症発生時、自然災害との複合災害も念頭に入れ、地域医療の崩壊を防ぐため、関係機関と連携・協力しながら、医療提供体制を維持すること。

(4) 予防医療の充実

人間ドックや健診での質の高い検査技術・検査精度を保ち、パーソナルヘルスレコード導入など、受診者満足度の向上に努めるとともに、生活習慣病予防、がん、健康寿命の延伸等に関する健康講座等を開催し、予防医療に関する普及啓発を推進すること。

(5) 地域の中核医療機関、地域医療支援病院としての役割の発揮

地域の医療機関との病診、病病連携体制をより強化し、地域完結型の医療提供体制の中核を担うとともに、行政関係機関及び地域の介護・福祉施設等と連携・協力して地域包括ケアシステムの推進を図ること。

2 地域のニーズに応じた質の高い医療の提供

(1) 診療機能の整備

地域のニーズに応じた診療科の設置など、医療需要の質的及び量的変化や、新たな医療課題に適切に対応するために、患者動向や医療需要の変化に即して、総合診療医を始めとする質の高い医療人材の確保を図り、医療の充実に努めること。

(2) 急性期医療への対応

地域の中核的な医療機関として、各疾病における、急性期医療や専門医療の良質かつ安全な提供に努めること。

(3) 小児医療の充実

小児二次救急医療機関として、地域のニーズに応えられる小児医療体制を引き続き充実させ、一次救急医療機関及び三次救急医療機関との連携を推進し、小児救急の安定提供を継続させること。

(4) 周産期医療の対策

周産期医療提供のため、産婦人科常勤医師確保を目指すこと。

また、身近な医療圏で、安心して出産ができる体制構築を図るため、関係医療機関と連携を図り、産科スタッフの人員確保に努めること。

(5) 高度・専門医療を提供する人材の確保と育成

高度専門医療等の安定的な提供を図るため、医療従事者の確保及び定着を図ること。

また、職種ごとに教育・研修体制を充実させ、自己研鑽や研究のサポート、職員の各職務に関連する専門資格の取得を支援するとともに、資格を活かせる環境整備に努めること。

3 安全で信頼される医療の提供

(1) 医療安全管理及び感染対策の徹底

医療事故などを防止するため、業務改善や再発防止策を策定し、医療安全対策を徹底すること。

また、透明性の確保に努め、安全で質の高い医療を継続して提供し、平時から院内感染防止に関する職員教育を徹底すること。

(2) 患者とともに進める医療の推進とサービスの向上

患者の望む医療やケアの提供を行うため、アドバンスケアプランニング等の活用や、多職種の医療スタッフが連携する「チーム医療」体制の維持に努めること。

さらに医療DXを推進し、患者の利便性に繋がる院内環境の整備を行うと共に、職員の接遇の向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

(1) 組織マネジメントの強化

病院運営方針を明確にし、PDCAサイクルを有効に活用することにより、目標達成に向け、変革を志向する組織風土を醸成しながら、組織マネジメントを強化すること。

(2) コンプライアンスの徹底

内部統制・監査室を中心に関係法令を遵守し、行動規範と職員倫理の意識高揚に努めること。

また、個人情報の保護や情報セキュリティ対策を適切に実施するとともに、情報公開や内部通報制度を適切に運用し、組織全体の透明性を確保すること。

2 働きやすく、やりがいのある病院づくり

(1) 職員のモチベーションアップへの取組の充実

やりがいをもって取り組める職場環境を確保し、職員の能力が十分に発揮できる組織づくり、制度づくりに取り組むこと。

また職員の健康維持・増進を図り、福利厚生制度を充実させ、安心して働き続けるための環境整備を図ること。

(2) 働き方改革への対応

職員の意識改革を行うとともに、D Xを促進し、業務を明確化させ、より効率的な総合的管理を行うこと。

職員の離職率を下げ、全職種における職員の定着率が上がる職場環境の整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の維持と経営機能の安定化

質の高い医療を安定して提供するため、培った経営基盤の維持に努めること。

内部留保、内部資本の充実を維持しつつ、戦略的な設備投資を行い、経営機能を一層強化することで、中期目標期間内における累計経常収支比率 100%以上の達成に努めること。

2 収益の確保と費用の適正化

(1) 収益の確保

国の医療制度改革や診療報酬改定等、ならびに地域住民の医療ニーズや、患者動向の的確な把握と迅速な対応による収益確保に努めること。

また診療単価、病床稼働率、平均在院日数など収益確保に向けた数値目標の設定と進捗管理により、目標達成に向け、切れ目のない取り組みを行うこと。

(2) 費用の適正化

急性期病院としての役割を果たすために、要するコストを適切にコントロールするべく、診療材料や医薬品等の適切な調達・管理ならびに費用対効果の検討に努めること。

また医業収益に占める各種費用比率など、費用の適正化に向けた数値目標を設定し、経営状況の分析を随時行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域社会への貢献

(1) 地域社会との協働の推進

地域医療支援病院として、様々な情報発信媒体を活用し、各種医療情報の提供を行うことにより、地域住民の健康意識の醸成に寄与すると共に、地域のボランティアと協働し「人が集まる病院」を目指すこと。

(2) 市政策への協力

小山市の地域医療を守り育てる条例(平成 26 年 9 月 29 日条例第 26 号)」第 6 号に規定する法人の責務を踏まえ、今後も市施策や市事業に対し、積極的に協力すること。

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

（提案理由）

開発行為により市に帰属された道路等について、道路法第 8 条第 2 項により市道路線として認定するため、本議案を提案するものである。

認定路線

No.	路線名	起点	終点
1	市道 38 号線	大字東野田地内	大字南和泉地内
2	市道 1594 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
3	市道 1596 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
4	市道 1597 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
5	市道 1598 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
6	市道 1599 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
7	市道 1600 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
8	市道 1601 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
9	市道 1602 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
10	市道 1603 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
11	市道 1604 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
12	市道 1605 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
13	市道 1606 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
14	市道 1607 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
15	市道 1608 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
16	市道 1609 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
17	市道 1618 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
18	市道 1621 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
19	市道 1622 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
20	市道 1623 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
21	市道 1624 号線	大字立木地内	大字立木地内
22	市道 1625 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
23	市道 1626 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
24	市道 1627 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
25	市道 1629 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
26	市道 1630 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
27	市道 1633 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内

28	市道 1644 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
29	市道 1706 号線	大字松沼地内	大字松沼地内
30	市道 1707 号線	大字松沼地内	大字松沼地内
31	市道 1708 号線	大字松沼地内	大字松沼地内
32	市道 1709 号線	大字羽川地内	大字羽川地内
33	市道 1710 号線	大字羽川地内	大字羽川地内
34	市道 1711 号線	大字羽川地内	大字羽川地内
35	市道 1712 号線	大字羽川地内	大字羽川地内
36	市道 1713 号線	大字羽川地内	大字羽川地内
37	市道 4736 号線	大字間々田地内	大字間々田地内
38	市道 4737 号線	大字間々田地内	大字間々田地内
39	市道 4738 号線	大字間々田地内	大字間々田地内
40	市道 7329 号線	大字横倉新田地内	大字横倉新田地内
41	市道 7330 号線	大字横倉新田地内	大字横倉新田地内
42	市道 7331 号線	大字横倉新田地内	大字横倉新田地内
43	市道 7332 号線	大字乙女地内	大字乙女地内
44	市道 7333 号線	大字乙女地内	大字乙女地内
45	市道 7334 号線	大字乙女地内	大字乙女地内
46	市道 7335 号線	大字乙女地内	大字乙女地内
47	市道 8135 号線	駅南町 2 丁目地内	駅南町 2 丁目地内
48	市道 8136 号線	花垣町 1 丁目地内	花垣町 1 丁目地内
49	市道 8137 号線	大字出井地内	大字出井地内
50	市道 8138 号線	大字荒井地内	大字出井地内
51	市道 8139 号線	大字荒井地内	大字荒井地内
52	市道 8140 号線	大字荒井地内	大字荒井地内
53	市道 8141 号線	大字荒井地内	大字荒井地内
54	市道 8142 号線	大字荒井地内	大字荒井地内
55	市道 8143 号線	大字羽川地内	大字羽川地内
56	市道 8144 号線	大字中久喜地内	大字中久喜地内

57	市道 9053 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内
58	市道 9054 号線	城西 1 丁目地内	城西 1 丁目地内
59	市道 9055 号線	城西 2 丁目地内	城西 2 丁目地内

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

（提案理由）

人権擁護委員の^{ふるかわ}古川 ^{つとむ}勉 氏、^{あらかわ}荒川 ^{ひさお}久雄 氏、^{すずき}鈴木 ^{かずお}和夫 氏、^{すずき}鈴木 ^{ふみたか}史隆 氏、^{すが}須賀 ^{やすのり}保典 氏の 5 名は令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、同氏 5 名を再推薦することについて議会の意見を求めるため、提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
古川 勉	小山市駅南町 2 丁目 2 番 5 号	昭和 2 9 年 7 月 6 日
荒川 久雄	小山市大字間々田 1 7 1 9 番地 2	昭和 2 9 年 6 月 4 日
鈴木 和夫	小山市大字喜沢 6 6 0 番地 1 8	昭和 3 1 年 6 月 1 4 日
鈴木 史隆	小山市大字横倉 5 番地 1 グランデ・ルガル B 2 0 3	昭和 3 3 年 1 2 月 3 1 日
須賀 保典	小山市大字下初田 1 1 7 0 番地 2	昭和 2 9 年 1 2 月 1 5 日

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

専決第 17 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度小山市一般会計補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

小山市長 浅 野 正 富

（理 由）

令和 6 年度小山市一般会計予算の執行に当たり、予算の調製をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年度小山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度小山市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 3, 1 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3, 5 6 9, 8 4 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		5,743,977	67,512	5,811,489
	3 委託金	550,735	67,512	618,247
20 繰越金		649,493	5,648	655,141
	1 繰越金	649,493	5,648	655,141
歳入合計		73,496,689	73,160	73,569,849

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,553,476	73,160	11,626,636
	4 選挙費	146,810	73,160	219,970
歳出合計		73,496,689	73,160	73,569,849

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 選挙費委託金	67,512	○衆議院議員総選挙委託金
1. 前年度繰越金	5,648	○前年度繰越金

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2. 総 務 費	11,553,476	73,160	11,626,636	67,512	5,648
4. 選 挙 費	146,810	73,160	219,970	67,512	5,648
5. 衆議院議員総選挙費	0	73,160	73,160	67,512	5,648
歳 出 合 計	73,496,689	73,160	73,569,849	67,512	5,648

2. 総務費

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		県支出金	67,512
		特定財源内訳	
		県支出金	67,512
		特定財源内訳	
		県支出金	67,512
1. 報 酬	3,665	○報酬 398人	3,665
3. 職 員 手 当 等	23,135	投票立会人 266人	2,335
7. 報 償 費	795	開票立会人 10人	89
8. 旅 費	50	開票管理者 1人	11
10. 需 用 費	3,651	投票管理者 121人	1,230
11. 役 務 費	12,147	○職員手当等	23,135
12. 委 託 料	10,932	○事務費	46,360
13. 使用料及び 賃 借 料	6,091		
17. 備 品 購 入 費	12,694		
		特定財源内訳	
		県支出金	67,512

業務委託契約の締結について（追認）

次の業務委託契約の締結について、追認の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

1. 令和 2 年度校内 L A N 構築

- | | |
|------------|----------------------------|
| （１）契約の目的 | 校内 L A N 構築業務委託（小学校 1 2 校） |
| （２）契約の金額 | 1 5 1 , 4 7 0 , 0 0 0 円 |
| （３）契約の相手方先 | 富士電機 I T ソリューション(株)北関東支店 |
| （４）契約の方法 | 指名競争入札 |

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、追認の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

1. 平成 2 3 年度小学校教師用教科書・指導書

- （1）購入金額 2 5, 9 6 0, 6 9 4 円
- （2）購入先 株式会社 進駈堂販売
- （3）購入方法 随意契約
- （4）納期 平成 2 3 年 4 月 1 日

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、追認の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

1. 平成 2 7 年度小学校教師用教科書・指導書

- （1）購入金額 2 9, 7 0 5, 5 7 5 円
- （2）購入先 株式会社 進駈堂販売
- （3）購入方法 随意契約
- （4）納期 平成 2 7 年 4 月 1 日

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、追認の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

1. 令和 2 年度小学校教師用教科書・指導書

- （1）購入金額 4 9, 2 7 3, 0 9 2 円
- （2）購入先 株式会社 進駈堂販売
- （3）購入方法 随意契約
- （4）納期 令和 2 年 4 月 1 日

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、追認の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

1. 令和 3 年度中学校教師用教科書・指導書

- （1）購入金額 2 0, 4 4 3, 4 8 3 円
- （2）購入先 株式会社 進駈堂販売
- （3）購入方法 随意契約
- （4）納期 令和 3 年 4 月 8 日

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、追認の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

1. 令和 6 年度小学校教師用教科書・指導書

- （1）購入金額 6 2, 4 2 1, 7 4 9 円
- （2）購入先 株式会社 進駈堂販売
- （3）購入方法 随意契約
- （4）納期 令和 6 年 4 月 5 日

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、追認の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

小山市長 浅 野 正 富

1. 平成 3 0 年度東城南小学校図書購入

- （1）購入金額 2 0 , 9 1 9 , 3 9 6 円
- （2）購入先 小山市書店組合 理事長 渡辺 順一
- （3）購入方法 随意契約
- （4）納期 平成 3 1 年 2 月 1 3 日

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、追認の議決を求める。

令和6年11月28日提出

小山市長 浅野 正 富

1. 令和2年度図書カード購入

- （1）購入金額 26,400,000円
- （2）購入先 小山市書店組合 理事長 渡辺 順一
- （3）購入方法 随意契約
- （4）納期 令和2年5月11日

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

専決第 15 号

專 決 処 分 書

市道管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月20日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年6月16日（日）午後7時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字石ノ上131番地 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 13,563円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 16 号

專 決 処 分 書

市道管理の瑕疵による車両損傷事故に対し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月26日

小山市長 浅野 正 富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年6月29日（土）午後7時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字南半田2380番地 地先 |
| 3 | 事故の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 4 | 事故発生状況 | 道路上に開いた穴により、通行中の車両を損傷させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 15,495円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

小山市長 浅 野 正 富

専決第 2 5 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 2 6 年 6 月 1 6 日（月） 午前 4 時 2 5 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市駅南町二丁目 1 番 1 号 地先
駅南町公民館付近の交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が救急走行中、停車中の相手方車両のリアハッチ
ドアに接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 4 9 3 , 2 5 8 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 26 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 7 月 24 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 26 年 6 月 6 日（金） 午前 10 時 25 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市八幡町一丁目 8 番 49 号
小山市青少年相談室駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が出庫する際に、後進した際に、駐車中の相手車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 185,058 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 27 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 11 月 13 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 26 年 10 月 18 日（土） 午前 10 時 30 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字大行寺 1308 番地
思川緑地駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 130px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が方向転換をした際に、駐車中の相手方車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 130,712 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 28 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 1 月 16 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 26 年 12 月 11 日（木） 午前 11 時 12 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市犬塚八丁目 9 番地 地先
中ノ浦公園付近の交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が交差点を左折する際に、後方の相手方車両に追突された。 |
| 5 | 損害賠償額 | 8,934 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第16号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月10日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成27年10月5日（月） 午後2時45分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字大行寺1019番地7 地先
相手方宅付近の交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が交差点を右折する際に、相手方所有の塀に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 37,800円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 17 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 1 月 14 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 27 年 6 月 30 日（火） 午後 4 時 50 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 宇都宮市西原町 464 番地 1 地先
国道 4 号と国道 119 号の合流点付近 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が走行中、後方別車線を走行していた相手方車両が自車車線へ車線変更を行った際に、接触された。 |
| 5 | 損害賠償額 | 26,299 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 1 3 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

平成 2 8 年 6 月 1 3 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 2 8 年 5 月 3 1 日（火） 午後 1 時 0 0 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字向野 1 8 7 番地
小山運動公園駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車の為、後進した際に、駐車中の相手車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 2 1 2 , 9 4 4 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第14号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり
専決処分する。

平成28年8月2日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成28年7月13日（水） 午後2時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字間々田2443番地1 地先
間々田保育所付近の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が出庫する際に、後方に駐車していた相手方車両
に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 220,200円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第15号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年9月13日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成28年8月17日（水） 午前9時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字神鳥谷2251番地7
小山市健康医療介護総合支援センター駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車の為、後進した際に、駐車中の相手車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 109,824円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第16号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年10月17日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成28年10月11日（火） 午後4時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字犬塚996番地1 地先
株式会社巴コーポレーション小山工場付近の県道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が信号待ちの際に、前方で停車していた相手方車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 43,200円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 17 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 2 月 27 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 28 年 12 月 26 日（月） 午前 10 時 32 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 茨城県結城市大字小田林 385 番地 9 地先
ローソン結城小田林店付近の新 4 号国道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が消火緊急出動の際に、車両追い越しを行ったところ、相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 24,300 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第18号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月1日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成28年8月2日（火） 午前8時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目1番1号
小山市役所第一側駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が一時停止した後、発進した際に、左側から直進してきた相手方車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 150,871円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 19 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 14 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 28 年 11 月 15 日（火） 午前 9 時 37 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字田間 687 番地 1 地先
新 4 号国道田間交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 交差点を直進する際に、左手前右側道から相手方車両が飛び出し接触された。 |
| 5 | 損害賠償額 | 29,793 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第14号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年6月16日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年4月28日（金） 午前10時15分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市城東六丁目19番22号 地先
ヤオハン城東店付近の交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が走行中、駐車場から本線に進入してきた相手方車両に追突し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 269,363円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第15号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり
専決処分する。

平成29年7月28日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年6月28日（水） 午後3時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字大行寺1015番地 地先
相手方宅付近の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車場から出庫する際に、相手方所有の塀に接
触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 212,770円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第16号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月1日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年7月18日（火） 午後4時15分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字神鳥谷2251番地10 地先
小山思いの森付近の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が走行中、停車していた相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 61,560円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 17 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 9 月 7 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 29 年 8 月 24 日（木） 午後 4 時 30 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字横倉新田 8 番地 2 地先
大谷公民館西側の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が入庫する際に、駐車中の相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 63,078 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第18号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月2日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年9月8日（金） 午後12時15分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市駅東通り一丁目3番3号
相手方敷地 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車の為、後進した際に、相手方所有の駐車場フェンスに接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 54,000円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第19号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月28日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年11月16日（木） 午前9時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目1番1号
小山市役所第一駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が方向転換の為後進した際に、停車中の相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 51,484円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 20 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 15 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 29 年 12 月 11 日（月） 午後 8 時 20 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字延島 1592 番地 1 地先
相手方宅付近の県道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が出庫する際に、駐車中の相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 103,402 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 2 1 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日（水） 午後 3 時 5 0 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字下石塚 1 7 5 番地 2 地先
大行寺地区処理施設の北西に位置する市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が積載していたアルミパイプが対向車線にはみ出
していたことから、対向車線走行中の相手方車両に接触し、
損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 3 9 , 2 0 4 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 2 2 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 3 0 年 3 月 2 6 日（月） 午前 1 1 時 1 5 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目 1 番 1 号
小山市役所第一駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車の為、後進した際に、停車中の相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 1 2 , 3 5 8 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 12 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 18 日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成 30 年 6 月 25 日（月） 午後 4 時 52 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 栃木県下野市川中子 3329 番地
宇都宮国道事務所国分寺出張所付近の交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が信号待ちで停車していた相手方車両に追突し、
損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 44,690 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第13号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月21日

小山市長 大久保 寿夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 平成30年12月18日（火） 午後4時22分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字松沼964番地20 地先
思川駅南口交差点付近 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が信号待ちで停車していた相手方車両に追突し、
損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 674,852円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第40号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月1日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和2年8月25日（火） 午前9時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目1番1号
小山市役所第二駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車の為後進した際に、相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 131,875円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第41号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月8日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和2年10月20日（火） 午前10時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字大行寺219番地4 地先
大行寺跨道橋付近の県道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が車線変更をした際に、変更後車線を走行していた相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 125,059円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第42号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月25日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和2年11月30日（月） 午前9時45分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市花垣町一丁目13番39号
保健センター分館駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車の為、前進した際に、停車中の相手方車両に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 188,199円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第43号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月4日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和2年12月22日（火） 午後3時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目1番1号 地先
小山市立文化センター南側の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div></div> <div></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が車を後進した際に、停車中の相手方車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 157,564円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 2 3 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 3 年 3 月 2 9 日（月） 午後 1 1 時 1 6 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市東城南四丁目 1 番地 1 地先
国道 5 0 号と県道が交差する交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が救急搬送中、交差点進入時、左側から走行してきた相手方車両に接触された。 |
| 5 | 損害賠償額 | 7 2 , 8 8 1 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第15号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和4年6月2日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年12月24日（金） 午後1時55分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目1番1号
小山市役所第二駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が交差点を直進した際に、左側から走行してきた
相手方車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 219,000円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第16号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月29日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年6月27日（月） 午後4時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市城東六丁目19番22号 地先
ヤオハン城東店付近の交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が信号待ちの際に、前方で停車していた相手方車両と接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 35,200円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 17 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和 4 年 9 月 28 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 3 年 4 月 2 日（金） 午後 12 時 03 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目 1 番 1 号
小山市役所第二駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が走行中、対向車線を走行していた相手方車両と
接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 229,654 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第18号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月26日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年8月18日（木） 午後1時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字立木1475番地1 地先
栃木県下都賀漁業協同組合付近の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車の為後進した際に、相手方所有のポールに接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 123,200円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第19号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月29日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年12月9日（金） 午前9時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字神鳥谷1044番地4 地先
小山市こども発達支援センターたんぽぽ園付近の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div>
<div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両がブレーキの踏み間違いにより、相手方所有の擁壁に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 79,200円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 29 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 26 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 5 年 3 月 4 日（土） 午後 3 時 32 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字島田 101 番地 1 地先
JR 両毛線思川第一橋梁の南に位置する思川右岸河川監視
道路 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div>
<div style="background-color: black; width: 130px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が方向転換の際に、駐車中の相手方車両と接触し、
損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 253,512 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第30号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月15日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年3月22日（水） 午前9時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字上石塚365番地3
相手方敷地 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が走行中、相手方所有の郵便受けと接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 75,900円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 3 1 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和 5 年 1 1 月 3 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 5 年 7 月 2 2 日（土） 午後 1 時 2 5 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 下都賀郡大字野木町野渡 1 0 9 7 番地
相手方敷地 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 130px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車する際に、相手方所有の浄化槽金属蓋に乗り上げ、破損させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 6 6 , 0 0 0 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 3 2 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 5 年 1 0 月 2 6 日（木） 午前 1 0 時 3 8 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字中久喜 1 4 6 7 番地 1 地先
イオンモール小山付近の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が右折の際に、停車中の相手方車両と接触し、損害
を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 7 6 8 , 6 4 9 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 33 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和 6 年 2 月 7 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 5 年 12 月 6 日（水） 午後 3 時 25 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字卒島 739 番地 4 地先
芝原公民館付近の市道 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が出庫の為、左折しようとした際に、相手方所有の
塀に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 69,300 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第18号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月23日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年3月16日（土） 午後4時55分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市大字南和泉516番地1 地先
相手方敷地 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が駐車時、サイドブレーキ、車止めのかけ忘れにより、車両が後退し、相手方所有の塀に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 880,000円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 19 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分する。

令和 6 年 10 月 4 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 7 月 5 日（金） 午後 2 時 44 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町一丁目 1 番 1 号
小山市役所第二駐車場 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が入庫の為、後進した際に、停車中の相手方車両に
接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 101,728 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して
双方とも何ら異議を申し立てない。 |

専決第 20 号

専 決 処 分 書

職員の公用車運転時の交通事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 31 日

小山市長 浅野 正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 7 月 26 日（金） 午前 9 時 20 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市三峯二丁目 6 番 12 号 地先
横倉踏切の東側に位置する交差点 |
| 3 | 事故の相手方 | <div style="background-color: black; width: 450px; height: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px;"></div> |
| 4 | 事故発生状況 | 市側車両が交差点左折する際に、相手方が所有する交通信号機付電柱に接触し、損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 58,300 円 |
| 6 | 承諾の内容 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |